

新しい 事業系有料ごみ処理券（令和 5 年 10 月改定券）見本

「令和 5 年 10 月改定」と記載

作業員のイラスト



旧料金 事業系有料ごみ処理券（平成 29 年 10 月改定券）見本



「平成 29 年 10 月改定」と記載

令和 5 年 10 月 31 日までは使用できます。11 月 1 日以降は使用できません。

11 月以降、お手元に残った場合は、「差額交換」又は「還付（払い戻し）」をいたします。

詳細は区ホームページをご参照ください。

※平成 25 年 10 月改定などの古い券については、差額交換・還付の受付は既に終了しています。